

令和7年度・第29回農業委員会総会議事録

開催日 令和7年8月26日(金) 13:00～

開催場所 S Sプラザ川内 301～303会議室

出席委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠員(0名)

欠席委員(1名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(18名)

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	(欠員)
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 森局長・西代理・福永主幹・梶原主幹・長沼G長・田上G員・
中城G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ ㊟

議事録署名者 _____ 1番 _____ ㊟

_____ 2番 _____ ㊟

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ㊟

令和7年度・第29回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

報告第94号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第95号 非農地証明発行の専決処分について

報告第96号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

議案第310号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第311号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第312号 非農地証明願承認について

議案第313号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第314号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第315号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について

議案第316号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

(1) 9月総会の日程について

(2) その他

【開始 13 : 00】

議長 　ただ今から、第29回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　委員の出席状況について、報告いたします。
定数19名、現在員数19名、出席委員18名、欠席委員は1名で、13番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名です。
欠席委員は1名で、22番：福壽久雄委員であり、欠席届が提出されております。
以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議長 　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをお開きください。
8月5日に定例常設審議委員会がマリンパレスかごしまで開催され、会長、職員が出席しております。
同日に薩摩川内市都市計画審議会が開催され、本庁舎601会議室で開催され、下茂代理が出席されております。
8日と12日がそれぞれ定例の現地調査です。
18日に第28回運営委員会が本庁舎601会議室で開催され、会長、運営委員、事務局職員が出席しております。
本日、第29回農業委員会総会がSSプラザせんだいで開催しております。
29日が9月申請分の締切日となっております。
以上、説明を終わります。

議長 　次に、8月5日開催の薩摩川内市都市計画審議会について、下茂会長代理の報告をお願いいたします。

下茂代理 9番下茂が報告いたします。

去る8月5日、薩摩川内市市役所601会議室におきまして、薩摩川内市都市計画審議会が開催され、出席いたしました。

初めに、委嘱状交付式があり、令和7年7月1日から令和9年6月30日までの任期で交付されました。

次に、薩摩川内市都市計画審議会のこれまでの付議等について、都市計画と都市計画審議会についての説明がなされました。

薩摩川内市都市計画の概要、市町村都市計画審議会の説明です。

次に、都市計画に関する取組み状況については、都市計画の変更、準都市計画区域を指定することに変更です。

都市計画マスタープランの変更予定については、計画対象範囲の変更及びスケジュール等が令和8年3月に変更予定となります。

以上、報告を終わります。

議長 以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。

次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、

1番：中原 良治 委員

2番：谷山 隆信 委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第94号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第94号を説明いたします。資料は2ページから5ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号91番から100番までの10件で、登記地目 田10筆14, 407㎡、畑16筆31, 142㎡、合計36筆45, 549㎡の合意解約通知がありました。

西 代理 報告第 9 6 号を説明いたします。資料は 1 1 ページをご覧ください。

今月は、受理番号 4 番と 5 番の 2 件で、登記地目は田 5 筆 4,377 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

許可年月日、転用目的については、備考欄をご参照ください。

転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

なお、現地確認については、4 番は有馬委員、5 番は牧田委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第 9 6 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局より報告第 9 6 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 質疑がありませんので、報告第 9 6 号を終ります。

次に、議案第 3 1 0 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。

ただし、議案第 3 1 0 号受理番号 3 2 番と議案第 3 1 1 号受理番号 3 8 番については、同時申請のため関連がありますので、事務局の説明及び委員の説明は、一括して説明を求めます。

それでは、事務局の内容説明をお願いします。

長沼 G 長 議案第 3 1 0 号：受理番号 3 2 番及び議案 3 1 1 号：受理番号 3 8 番を説明いたします。

資料は、議案第 3 1 0 号 3 2 番は、1 2 ページから 1 3 ページ、議案第 3 1 1 号 3 8 番は、1 6 ページから 1 8 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

議案第 3 1 0 号 3 2 番及び議案第 3 1 1 号 3 8 番と同時申請で、転用目的は、店舗（遊技場・飲食店・コンビニエンスストア・コインランドリー）・立体駐車場・駐車場（9 7 4 台）です。

今回の申請地：18筆 田・畑 14,926㎡に整備するものです。

権利の設定は、8筆は売買による所有権移転、10筆は賃借権設定を行うものです。

事業面積は、1809番1 原野 外22筆 実測面積19,202.23㎡と一体利用で総実測面積34,140.71㎡です。

また、転用面積が3,000㎡を超えるため、常設審議委員会に意見聴取します。

許可要件としては、都市計画法に基づく開発許可が必要なことから同時許可となります。

次に議案第310号受理番号33番から36番を説明します。資料は、14ページから15ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号32番から36番の5件で、登記地目田11筆 7,184㎡、畑2筆 912㎡ 合計13筆 8,105㎡の申請がありました。

内容を説明いたします。

33番は、特定建築条件付売買予定地(2区画)での申請です。宅地造成し販売します。ただし、転用実行者が指定した建築会社で一般住宅を建てる必要があります。

また、販売ができなかった場合は、転用実行者が自身で建てて、建売住宅として販売します。

34番は、駐車場(9台)での申請です。個人事業主ですが、平成4年に駐車場を整備したもので始末書が添付されています。

また、残地についても一部施工済であり、今月末までに5条申請を提出する予定です。

35番・36番は、一般住宅での申請です。

36番については、一般住宅の基準である500㎡未満を超過しますが、地籍超過理由書が添付されています。宅地として利用できない「建築後退部分」107.47㎡を差し引きし、有効面積は、406.53㎡となります。

以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第310号及び議案第311号受理番号38番に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番 乙須が、議案第310番32番及び議案第311号38番について、関連がありますので報告します。
その後、33番から36番を報告します。
8月12日、春田推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
位置図3ページ、調査表1ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で一部耕作されていました。転用目的は、店舗（遊技場・飲食店・コンビニエンスストア・コインランドリー）・立体駐車場・駐車場での申請です。
申請地の18筆を一体利用して整備する計画ですが、8筆は渡人からの所有権移転：売許可申請、10筆は、貸人からの賃借権設定となります。
どちらも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
33番から36番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
まず、33番ですが、位置図4ページ、調査票2ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で、耕作されていませんでした。
転用目的は、特定建築条件付売買予定地（2区画）での申請です。
次に、34番ですが、位置図5ページ、調査票3ページをご覧ください。
申請地の現況は、砕石が敷かれ、農地ではありませんでした。
転用目的は、駐車場であり、施工済のため、始末書が添付されています。
次に、35番ですが、位置図6ページ、調査票4ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。
転用目的は、一般住宅での申請です。
次に、36番ですが、位置図7ページ、調査票5ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で、耕作されていました。転用目的は、一般住宅での申請です。

また、一般住宅の基準である500㎡未満を超過しますが、地籍超過理由書のとおり、建築後退部分が必要となることから、地籍超過理由は妥当であると判断しました。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

中島委員 　　8番、中島です。
受理番号36番及び受理番号32番について、お伺いいたします。

まず、受理番号36番ですが、地積超過理由書にある建築後退とはなにか教えてほしい。

次に、受理番号32番ですが、

備考欄に「都市計画区域の用途地域に隣接」とあるが、用途地域に指定されるか教えてほしい。

長沼G長 　　まず、受理番号36番ですが、建築基準法に適合しているか建築確認をえる必要があります。申請地の隣接に3mの擁壁があり、建築後退部分を設ける必要があります、建築確認をえようとするものです。

地積超過理由としては、法的に設ける必要があるため、理由としては、認められています。

次に受理番号32番ですが、「都市計画区域の用途地域に隣接」とは、農地種別の基準であり、半径500mに以内にあるため、第2種農地となります。

また、今後都市計画法に規定する用途指定区域に指定されるかは、不明です。

5年に1度の見直しになっており、今後指定される可能性はあると考えます。

議長 　　他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 ないようですので、採決いたします。
初めに議案第310号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第310号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次に、議案第311号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」について審議いたします。
なお、議案第311号受理番号38番は、事務局の説明及び委員の説明については、先ほど説明がすでに終了しておりますので、かつあいさせていただきます。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

長沼G長 議案第311号受理番号37番を説明いたします。資料は、16ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号37番から38番の2件で、登記地目 田9筆 7,999㎡、畑4筆 3,001㎡ 合計13筆 11,000㎡の申請がありました。
37番は、砂利採取（一時転用：1年間）での申請です。
事業面積は、6105番149 山林 外28筆 実測面積 22,203.40㎡と一体利用で、総実測面積は 24,292.06㎡となります。
申請地の採取は完了していますが、農地復元が約9割であるため、更新するための申請となり、そのため、農地復元誓約書が添付されています。
また、森林法に基づく林地開発許可が必要なことから同時許可となります。
以上、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。
以上で議案第311号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番、乙須が37番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのおりです。
位置図8ページ、調査票6ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で、耕作されていませんでした。
転用目的は、砂利採取の一時転用の更新で、農地復元するための申請です。
そのため、農地復元誓約書も添付されています。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。
議案第311号は承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。
次は、議案第312号「非農地証明願承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第312号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号20番から24番の5件で、登記地目 田5筆 2,660㎡ 畑1筆 639㎡、合計6筆 3,299㎡の非農地証明願が申請されました。
内容について、説明します。
20番は、平成28年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

21番は、平成17年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

22番は、平成13年に県道拡幅工事で発生した土砂を埋め立ててあり、工事完了後耕作しておらず雑種地となり、現在に至っています。

23番は、平成22年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

24番は、平成10年頃から耕作しておらず原野化して現在に至っています。

以上で、議案第312号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番、乙須が20番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成28年頃から耕作しておらず、原野の状態でした。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上で報告を終わります。

有馬委員 　　12番、有馬が21番及び22番を報告します。
8月12日、上小川推進委員と事務局 福永・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
まず、21番について位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成17年頃から耕作しておらず原野の状態でした。
次に、22番について位置図11ページ、調査表9ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成13年に県道拡幅工事で発生した土砂を埋めた以来、耕作しておらず雑種地の状態でした。
いずれも、本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

乙須委員 23番を報告いたします。11番、乙須が23番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図12ページ、調査表10ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成22年頃から耕作しておらず、原野の状態
でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと
から証明書を発行すべきと考えます。

以上で報告を終わります。

有馬委員 12番、有馬が24番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図13ページ、調査表11ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成10年頃から耕作しておらず原野の状態
でした。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないこと
から証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なし)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第312号について、原案のとおり承認することに賛成の
方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第312号については、原案どおり
許可といたします。

次は、議案第313号「農地法第3条の規定による農地等の所
有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹 議案第313号を説明いたします。資料は21ページから22
ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄
をご参照ください。

今月の申請は、受理番号57番から60番の4件で、田2筆

2, 503 m²、畑7筆4, 410 m²、合計9筆6, 913 m²の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大及び営農開始」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

58番は、新規就農のため、営農計画書が添付されています。

また、遊休農地を解消し耕作するため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第313号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　11番、乙須が57番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取得後は、野菜等を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上で報告を終わります。

有馬委員 　　12番、有馬が58番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図15ページ、調査表13ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で荒地になっていました。
そのため、5年以上継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。
また、新規営農のため営農計画書が添付されています。
権利取得後は、果樹等を栽培予定です。
新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件

及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

梶原委員

18番、梶原が59番を報告します。

8月8日、豊田委員と事務局 福永・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図16ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

牧田委員

5番、牧田が60番を報告します。

8月8日、早崎推進委員と事務局 梶原・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図17ページから18ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。権利取得後は、飼料作物等を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、採決いたします。
議案第313号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第313号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
次は、議案第314号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第314号を説明いたします。資料は23ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号61番から62番の2件で、田2筆1,351㎡ 畑4筆3,072㎡ 合計6筆4,423㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、親族間の贈与によるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第314号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

有馬委員

12番、有馬が61番及び62番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、61番について位置図19ページ、調査表16ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理及び耕作されていました。

新規営農のため営農計画書が添付されています。権利取得後は、果樹や野菜等を栽培予定です。

次に、62番について位置図20ページ、調査表17ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

いずれも新規営農や規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案314号につきまして、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長 賛成全員であります。

議案314号につきまして、原案のとおり許可いたします。

次は、議案第315号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・交許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹

議案第315号を説明いたします。資料は24ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号63番から64番の2件で、登記地目畑2筆884㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、それぞれ、自作地相互の交換で、自宅が近い農地を交換するものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で交換されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第315号に係る説明を終ります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

牧田委員

5番、牧田が63番及び64番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図21ページ、調査表63番は18ページ、64番は19ページをご覧ください。

事務局から説明のとおり、自作地相互の交換で農業効率を図るためであり、申請地の現況は、畑で耕作されていました。権利取

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第316号受理番号199番から205番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第316号受理番号199番から205番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。小城委員の入室をお願いします。

小城委員 (入室・着席)

議長 議案第316号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西代理 9月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、8日（月）が本土4支所地域、9日（火）が本庁地域の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甌地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の9月総会は9月25日（木）午後1時から、SSプラザ川内の3階第301から第303会議室を予定しています。

また、裏面は9月から11月の行事予定を記載してあります。

主な行事のみの説明いたします。

9月1日（月）に女性委員の会総会・研修会がマリソパレス鹿児島で開催され、女性委員の方々が出席予定です。

翌日の2日（火）に農業者年金加入推進研修会がホテルウェルビューかごしまで開催され、加入推進部長の方々が出席予定です。

18日（木）に令和7年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が阿久根市民交流センターで開催予定です。

本日、お配りしております、行程表をご覧ください。

当日の行程について、ご説明いたします。

入来・東郷・祁答院地域の方々は地域ごとに研修会場まで、直接行かれます。

樋脇地域の方々については、公用車ノアで送迎いたします。

（樋脇地域の行程の説明）

川内地域の方々については、市マイクロバスで送迎いたします。

（川内地域の行程の説明、早飯の案内）

次に、10月の主な行事について、説明いたします。

30日（木）に熊本県大津町から本市に研修視察に来庁されます。

場所は、SSプラザ川内の会議室で開催いたします。

会長、会長代理の方々はよろしくお願いたします。

次に11月の主な行事を説明いたします。

13日に各市農業委員会連絡協議会が始良市で開催予定です。

会長、事務局長の出席です。

次に、18日から19日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が長崎市で開催されます。

女性委員の方々は日程調整をお願いいたします。

21日は、第2回薩摩川内市農業委員候補者選考委員会が601会議室で開催予定となっています。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 それでは、事務局から何かございませんか。

事務局 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第29回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

「閉 会」

【終了 14 : 30】